



厚生労働省  
埼玉労働局発表  
平成26年7月29日

担  
当

埼玉労働局労働基準部監督課  
監督課長 友住弘一郎  
主任監察監督官 布施武雄  
TEL 048-600-6204

## 介護事業場における労働条件の確保・改善対策について

介護労働者を使用する事業場においては、労働時間、割増賃金の支払等基本的な労働条件に依然として問題が認められることから、介護に従事する方々が安心して働くことができる職場とするために、埼玉労働局(局長 阿部充)では、介護事業場に対する監督指導や自治体と連携した労務管理の講習を行っていますが、その平成25年の取組結果を発表します。

### 《概要》

#### 1 監督指導の結果(詳細は別紙を参照)

平成25年(1月から12月)において、埼玉県内の介護労働者を使用する**128事業場**に対し監督指導を実施し、**94事業場(73.4%)**で労働基準関係法令違反が認められた。

主な事項としては、**労働時間に関するものが46件(35.9%)**で最も多く、次いで**割増賃金に関するものが45件(35.2%)**、**就業規則に関するもの22件(17.2%)**、**労働条件の明示に関するもの19件(14.8%)**となっている。

特に割増賃金に関する法令違反の割合について、平成25年は**35.2%**で、平成23年の**17.2%**に比べ**18%の大幅な増加**となっている。

#### 2 集団指導の実施結果

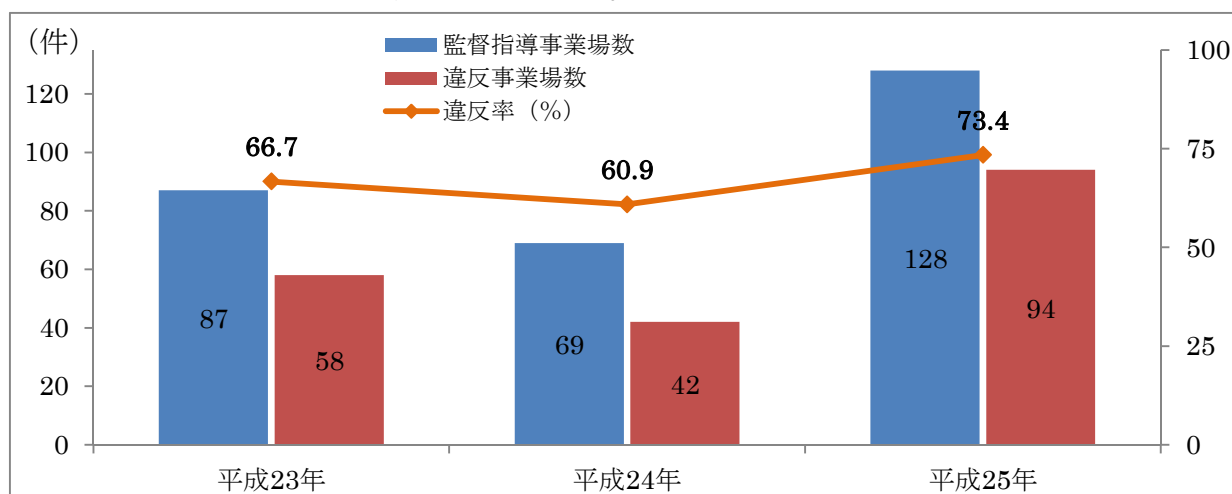
平成25年(1月～12月)に、埼玉県、さいたま市及び川越市と連携し、埼玉県内の介護事業場を対象として、のべ**5,246事業場(埼玉県主催分20回・3,686事業場、さいたま市主催分11回・1,112事業場、川越市主催分7回・448事業場)**の出席を得て、労働基準関係法令等に基づく介護労働者の適正な労務管理などについて、**合計38回の集団指導**を実施した。

#### 3 今後の対応

埼玉労働局では、今後とも、介護労働者の適正な労働条件を確保するため、介護事業場を対象とした労働基準関係法令の**自主点検**を実施するほか、問題の認められる事業場に対する重点的な**監督指導等**を実施することとしている。

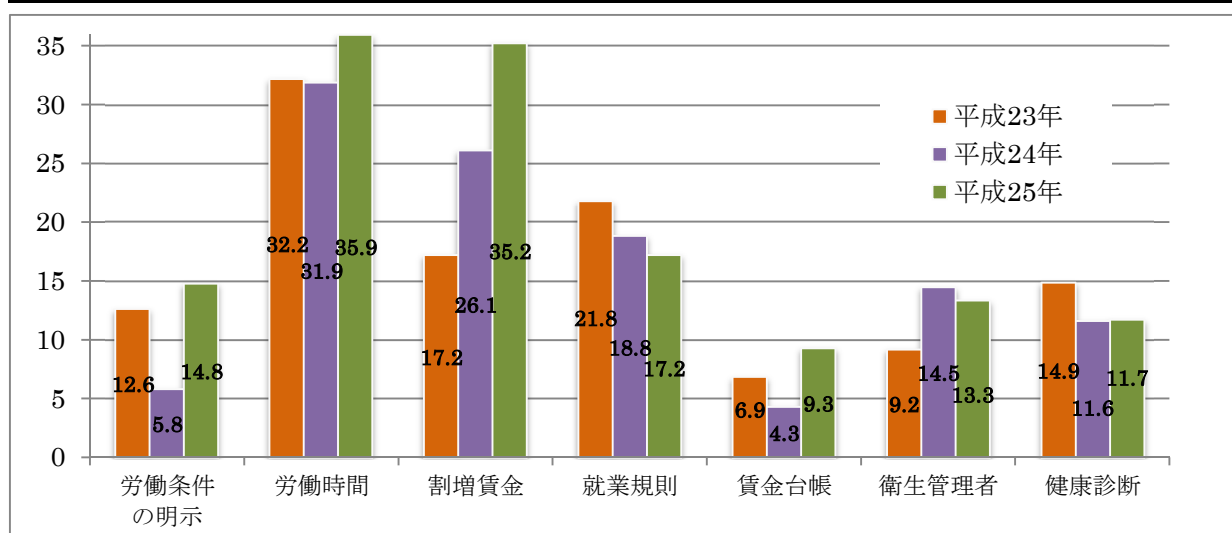
## 1 監督指導の状況

(1) 平成 23 年以降において、介護労働者を使用する事業場に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場は、次のとおりです。



(2) 上記(1)の平成 23 年以降における主な違反内容は、次のとおりです。

主な違反内容	違反事業場数(違反率)		
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
労働条件の明示(労働基準法第 15 条)	11 件 (12.6%)	4 件 (5.8%)	19 件 (14.8%)
労働時間(労働基準法第 32 条)	28 件 (32.2%)	22 件 (31.9%)	46 件 (35.9%)
割増賃金(労働基準法第 37 条)	15 件 (17.2%)	18 件 (26.1%)	45 件 (35.2%)
就業規則(労働基準法第 89 条)	19 件 (21.8%)	13 件 (18.8%)	22 件 (17.2%)
賃金台帳(労働基準法第 108 条)	6 件 (6.9%)	3 件 (4.3%)	12 件 (9.3%)
衛生管理者※1(労働安全衛生法第 12 条)	8 件 (9.2%)	10 件 (14.5%)	17 件 (13.3%)
健康診断(労働安全衛生法第 66 条)	13 件 (14.9%)	8 件 (11.6%)	15 件 (11.7%)



※1 労働安全衛生法第 12 条において、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者免許を有する者等、法定の資格を有する者の中から衛生管理者を選任し、労働者の健康障害防止措置や衛生のための教育等について管理させなければならないこととされている。